

令和 8 年 1 月 20 日

課名：県土整備企画課
担当：清水、金子
内線：4446
直通：092-643-3645

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者： 住所 久留米市北野町今山 906-3
商号又は名称 株式会社 新堀組
- 2 指名停止の期間：令和 8 年 1 月 20 日～令和 8 年 4 月 19 日（3 カ月）
- 3 事実概要：
(株)新堀組及び同社元代表取締役が法人税法違反などの罪により福岡地検から起訴された。
- 4 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱第 3 条別表その 2 第 12 号に該当する。
したがって、本件については、指名停止（3 カ月）とするものである。

【指名停止等措置要綱 別表その 2 第 12 号該当】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に關し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内